

2020年度 第5回

町田市障がい者施策推進協議会

2021年1月28日(木)

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後5時30分 開会

○岡担当課長 本日はお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

時間になりましたので、2020年度第5回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます町田市地域福祉部障がい福祉課担当課長の岡でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、ウェブ会議と書面を併用する形で運営しております。皆様、接続等に問題はございませんでしょうか。問題のない方は「挙手」ボタンを押して合図をお願いします。——それでは、皆さん手を下げていただければと思います。同じ「挙手」ボタンを押していただければと思います。

本日の出席者の確認をいたします。

ウェブでの御出席が岩崎会長、小野委員、佐藤委員、谷内委員、森委員、馬場委員、藤谷委員、青山委員、堤委員、風間委員、町野委員、鈴木委員、森山委員の13名です。事前に書面での御意見提出があったのは井上委員、松崎委員、赤松委員、坂本委員、降幡委員の5名です。

なお、本日、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は、発言の前に名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

また、計画策定支援のため、株式会社サーベイリサーチセンターも同席しております。

それでは、本日はウェブ会議ということで、会議のルールについて確認させていただきます。

①周囲の音を拾ってしまうことがあるので、発言するとき以外はマイクをオフの状態にしてください。アイコンが赤色になっている状態がオフの状態です。②映像が出せる方は、映像をオンにしてください。音声や映像が遅れる場合は映像をオフにいただければと思います。③発言される際は「挙手」ボタンを押して、指名があるまでお待ちください。④委員同士で発言のタイミングが重ならないよう、会長が発言者を指名します。指名された方は、御自身でマイクのミュート解除をしてお話してください。⑤発言後は「手を下げる」のボタンを押して手を下げてください。

それでは、事前に配布しました資料の確認をいたします。

会議次第が1枚と、資料1「パブリックコメント実施結果」、資料2「計画スケジュールについて」、資料3「計画冊子の種類・計画タイトルについて」、資料4「答申素案」、資料5「パブリックコメント実施結果・答申素案についての障がい者計画部会からの意見一覧と対応

状況」。続きまして当日配布資料1「書面による提出意見一覧」となります。

事前送付資料のうち、資料6「意見記入用紙」については書面で参加される方のみ御使用いただくものですので、今、オンライン会議の場に御参加いただいている方は使用いたしません。

また、本日、会議の中で第5次町田市障がい者計画並びに町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）を御参照いただく場合がございます。お手元に御用意をお願いいたします。

それでは、ここで進行を岩崎会長にお渡しします。

岩崎会長、よろしくお願いいたします。

○岩崎会長 皆さん、こんにちは。

1年前まではこのような形で会議をやるなんて考えられなかったし、今では私は授業もこういった形でやっています、急にリモート会議がメインになってきましたけれども、いろいろとやりにくい部分もあるんですね。一般的な会議に比べるとなかなか発言が出にくい傾向があります。でも、すごく重要な会議ですので、遠慮なさらずにぜひ「挙手」ボタンを押していただいて、発言いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、【2】報告事項の（1）パブリックコメント実施結果の報告に入ります。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○後藤主任 障がい福祉課、事務局の後藤です。よろしくお願いいたします。

まず、報告事項（1）パブリックコメント実施結果の報告ということで、資料1と資料5をお手元に御用意ください。

資料1がパブリックコメント実施結果となっております、こちらは去年11月10日から12月9日まで、今、策定中の町田市障がい者福祉計画21-26について市民の皆様から広く意見をいただいた際に出てきた意見と、それに対する市の考え方となっているものです。

まず、この資料1ですけれども、資料の右上にも書かせていただいているとおり、この資料は最終的には2月に全体に公表するものでありますため、現状では部外秘でお願いいたします。結果は2月以降に町田市のホームページとパブリックコメントを実施したときに資料を配布した窓口、各障がい者支援センターですとか市民センターですとか、そういったところで公表させていただきます。こちらの資料はまだ確定したものではないので、それまでは外に出さないでいただきますようお願いいたします。

それでは、パブリックコメントについての改めての説明になってしまうんですけれども、この手続は、市の基本的な計画の策定過程でその情報を広く公表するとともに意見を募集し、提出された意見の概要と、それに対する市の考え方を公表するという一連の手続のこととなって

おります。今回の資料1の中では、パブリックコメントで提出された意見とそれに対する市の考え方ということで、それぞれ示しております。

資料をお開きください。

2ページから、結果の概要となっております。

先ほどお伝えしたとおり、募集期間は約1か月で募集させていただきました。募集方法は、ホームページへの資料掲載、公共施設での資料の閲覧、配布です。

3番、お寄せいただいた意見の内訳ですが、129名の方から235件の御意見をお寄せいただきました。回答者属性はこちらにざっとまとめてあるんですけども、意見を提出いただいた方は御存じかと思いますが、回答用紙には特に回答者の属性、障がいがあるかないか、本人だとか親だとか、そういった属性に関する項目は設けていなかったもので、この回答者属性は御意見の内容から推察して集計したものとなっております。

分野別の意見件数ですが、第1章の基本理念から第2章の各分野ごと、それから第3章の計画の実現に向けて、それぞれの分野で何件ずついただいたのかをまとめさせていただいております。

こちら2番の「暮らすこと」が108件と特に多くなっているんですけども、この中でタクシー券についての御意見、資料で言うと13ページの33番「障がい者が、いつでも利用できるタクシー券支給制度を設けてください」というところですね。当初、8番の「生活環境と安全・安心のこと」に対する意見ということでいただいたものもあったんですけども、タクシー券の要望に関する意見は全部2番「暮らすこと」の分野にまとめさせていただきました。実際に意見を出された方には、分野が違うのではないかと不安になられる方がいるかもしれませんが、「暮らすこと」の分野でまとめて市の考えを回答しておりますので、こちらに集計もまとめさせていただいております。

続いて、資料4ページからが意見の概要と市の考え方になります。

意見はいただいたものそのままではなく、要約したり、近いものをまとめたりしております。まとめたものについては（同様意見他〇件）という書き方でまとめさせていただいております。例えば5ページの4番等、同じような意見があったものは近いものでまとめさせていただいております。

また、パブリックコメントを受けて計画の答申素案を修正したものについては、この一覧にページ数も記載させていただいております。例えば4ページの2番、「ご指摘のとおり該当部分の文言を修正いたします。【答申素案P5】」という形で書かせていただいております。答

申素案というのは、今回、資料4として出させていただいているものです。

このような形で、いただいた意見と市の考え方を示させていただいた資料になります。

続いて資料5ですけれども、1月13日の計画部会でもこのパブリックコメントの実施結果を御報告させていただいて、それについていただいた計画部会からの御意見と、それを受けて市でどう対応するかという一覧表になっております。

資料の説明は以上になります。

○岩崎会長 ありがとうございます。

パブリックコメントの実施結果そのものについての意見は後で議事の中でお伺いしたいとおので、まずは今、ここでの説明に対する質問がありましたら挙手ボタンを押してください。ございますでしょうか。

では、意見は後ほど承りたいと思いますので、またそこで質問いただいてもいいかと思います。

それでは、報告事項(2)今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○安次富主任 事務局の安次富です。

資料2を御覧ください。

今後の計画策定のスケジュールについて説明させていただきます。

本日の施策推進協議会でパブリックコメントの実施結果、計画の素案についての最終的な検討を行っていただきます。その検討結果を踏まえて、2月18日、市長に計画の素案を答申いたします。答申の際は、岩崎会長、小野計画部会長に御同席いただいて、市長に素案をお渡しするといった流れで施策推進協議会から市長に素案を引き継いでまいります。

その後、答申された素案について市のほうで再度検討を重ねて、3月中に計画を策定するという流れで進めてまいります。

なお、パブリックコメントの実施結果につきましては、先ほど後藤からも説明申し上げましたが、2月中旬以降、順次パブリックコメントを実施した窓口で公表いたします。それから市のホームページでも実施結果を公表させていただくとともに、広報まちだにも掲載を予定しております。

私からの説明は、以上です。

○岩崎会長 今の説明に対して、御質問があればお願いいたします。

本日、事前に書面により御質問をいただいているということなので、事務局から紹介をお願いします。

○後藤主任 本日メールでお送りさせていただいた当日配布資料1を御用意ください。

「書面による提出意見一覧（障がい者施策推進協議会）」となっているものですが、こちらの【1】報告事項についての1番、（2）今後のスケジュールについて、坂本委員から御意見をいただいております。意見の概要といたしましては、資料2についての直接の意見ではないんですけども、これだけ医療・保健・福祉の分野が変わってきている時代なので、毎年の見直しと3年に一度の市民の皆様の意見を伺う機会を設けてほしいといった御意見をいただいております。

これは計画が動き出してから、実施に当たってのお話になるかと思います。

計画の実施に当たっては、83ページの「計画の点検と評価」に、達成状況等を点検・評価していくというところでは載せさせていただいております。また、3年に一度の市民の皆様の意見を伺う機会を設けることに関しましては、3年で一部改定する計画になっておりますので、次回の改定のときには、何らかの形で市民の皆様の意見を伺う機会を設けることは考えております。

説明は以上になります。

○岩崎会長 ウェブで参加の皆様、御質問等いかがでしょうか。

○青山委員 就労・生活支援センターLet'sの青山です。お世話になります。

今後のスケジュールということで、資料2はタイトルが「計画策定のスケジュール」となっていますが、私がちょっと気になったのは、この計画を市長に答申した後、答申素案の中では毎年毎年の計画進捗の表が入っていると思うんですが、その進捗の確認及び検討、そういったものはいつ、誰が行っていくのか、そこが重要かと思います。

つまり、策定して終わりではなく、やはり毎年毎年どういう状況か、そしてどういう結果が出たのかを確認していくことが重要かと考えます。ちょっとそれについて心配になりましたので、質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○岩崎会長 これは進捗管理の話ですね。事務局からお願いいたします。

○安次富主任 この計画が完成してから進捗管理をどのように行っていくかという御質問だったかと思います。

毎年、施策推進協議会に前年度の実績を出させていただきまして、その中で振り返りを行っていくという今までのような流れを、今のところ想定しております。なので毎年、障がい者計画部会であったり施策推進協議会、就労生活支援部会、相談・支援部会で計画の振り返りを随時行っていくといった流れを想定しております。

○岩崎会長 計画の答申素案ですと、83ページに「計画の点検と評価」というのがありまして、その「CHECK」とか「ACT」のところですね、改善するということ。これもこの委員会で毎年やることになっております。

よろしいでしょうか。

○風間委員 身障協会の風間です。

今回、協会を挙げてタクシー券について要望を出したのですが、この結果、不十分ですけれどもまあまあ、今の段階では良しとしなければならないかと思えますけれども、この結果を教員に早く知らせたいんですが、答申した後に確定されたものになるのか、2月のいつ教員に知らせる——ネット等でも見られるんでしょうけれども、いつになったらいわゆる資料解禁となるのかお尋ねします。

○安次富主任 計画が最終的に完成するのが3月末頃と予定しておりますので、4月に入りましたら順次、印刷された冊子が委員様のお手元に届くかと思えます。なので、可能であればそれまでお待ちいただければと思えますけれども、いかがでしょうか。

○風間委員 では、それが委員のところまで届いてからでないかと他の人には知らせるべきではないということなのでしょうか。

○安次富主任 一応計画の完成がその時点になりますので、できればその頃に教員の方に御報告していただくのがよろしいかと考えております。

○岩崎会長 でも、パブリックコメントの実施結果の公表は市長答申の前ですよ。この表だと。

○安次富主任 失礼いたしました。

パブリックコメントの結果の公表を2月中旬頃から行ってまいりますので、そこに書かれている範囲のことであれば、その時点で教員の方に御報告いただくことは差し支えないかと考えております。

○岩崎会長 風間委員、その範囲で言っていればいいかと思えます。こういうたくさん要望が出されたことによって、修正されたということ。

○風間委員 では、2月中旬ぐらいになったらもう知らせてもいいということですか。その日時をはっきりしていただきたいんですよ。

○安次富主任 今、風間委員がおっしゃったとおり、パブリックコメントで公表された内容につきましては、その時点で教員の方に御報告していただいて結構です。

○風間委員 確認のためですけれども、「その時点」というのはいつか、はっきりと分かるか

明確になっていいんですが。

○岩崎会長 2月中旬というところで、まだ日程が確定していないのではないのでしょうか。

○安次富主任 会長おっしゃるとおり、まだ正式な日程が決まっておりませんので、決まった段階で風間委員にはメールでお知らせさせていただきたいと思います。

○風間委員 了解しました。ありがとうございました。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、報告事項（3）計画冊子の種類・計画タイトルについて、事務局から説明をお願いいたします。

○後藤主任 資料3をお手元に御用意ください。

「計画冊子の種類・計画タイトルについて」という資料になります。

今回、（仮称）障がい者福祉計画21-26の計画冊子は3種類作る予定でございます。全体版と概要版と、わかりやすい版（平易版）（ルビ有・わかりやすい言葉で記載する）ということで資料に書かせていただいているかと思えます。

こちらは今、お手元にある資料4の答申素案が全体版として作っているものになります。なるべくやさしい言葉でということはあるんですけども、ルビは振らないものとします。続いて概要版というのは、この全体版はかなり分量があるので、これを要約して概要だけかいつまんで載せる、ちょっと薄い冊子も作りたいと思っております。続いてわかりやすい版（平易版）として、もう一冊別に作りたいと思っております。このわかりやすい版（平易版）は、言葉も今のものよりもっと書き下して、わかりやすい言葉遣いと、あとは全てルビを振るといったところで考えております。

今回、わかりやすい版を作ろうとなった根拠というか、理由ですけれども、パブリックコメントの中で、具体的に言うと39ページの122番の意見になります。去年の実態調査ですとか今回のパブコメの資料を読んで感じたこととして、文章に振られたルビが誰を対象にしたものなのか、知的障がいのある人は今の全体版に書かれているような言葉にルビが振られても内容を理解できないことがあるということで、外国人のためのやさしい日本語というのがありますけれども、それは外国人だけでなく障がい者や高齢者にも分かりやすく、今、そういった表記をされるところが増えてきているということで、今回、障がい者福祉課でもぜひわかりやすい版を作って、それにルビを振ってみようということで、3種類作るということで進めさせていただきたいと思っております。

続いて、計画タイトルについてになります。

計画タイトルとして、今回この資料には3つ書かせていただいたんですけども、これまで（仮称）町田市障がい者福祉計画21-26（前期）として策定してきたこの計画でございますが、13日の障がい者計画部会では、この計画タイトルの一覧の中から一番上の「町田市障がい者プラン21-26（前期）」がいいのではないかという話でまとまっておりますが、そのあたりについて、協議会の委員の皆様にもお諮りしたいと思ひまして、今回、載せさせていただきました。

ちなみに、障がい者計画部会で話し合ったときは上2つ、「町田市障がい者プラン21-26（前期）」と「町田市障がい者施策推進プラン21-26（前期）」で、シンプルに短いほうにするか「施策推進」を入れるか、五分五分で分かれたんですけども、最終的に、部会としては一番上のものになった経緯がございます。

資料の説明は以上になります。

○岩崎会長 この件に関しては書面により事前に御意見を提出いただいているということですので、事務局から紹介をお願いいたします。

○後藤主任 当日配布資料1の（1）報告事項についての2番と3番を御覧ください。

こちらがこのことに対する質問、意見ですけども、松崎委員からは、2番のとおり「タイトルはこれでいいと思う」という意見をいただいております。3番の坂本委員からは「医療・保健の分野が入っていないと障がい全体のプランにはならない。町田市障がい者福祉プラン21-26が妥当ではないでしょうか」という御意見をいただいております。

御意見の紹介は以上です。

○岩崎会長 2つの意見が出ておりますけれども、皆様いかがでしょうか。「町田市障がい者プラン21-26（前期）」と「町田市障がい者施策推進プラン21-26（前期）」。部会では、割れたけれども「障がい者プラン」のほうでどうだという御提案が出ておりますけれども、御意見があればお伺いします。

○小野委員 ちょっと補足させていただきたいんですけども、なぜここに来て計画の名称の議論になっているのか理解が及ばない点があると思うんですけども、資料3にあるように、そもそも2つの計画だったわけですね。町田市障がい者計画は障害者基本法に基づく計画で、いわゆるマスタープランで全庁的な、要するに障がい者福祉課だけの施策ではない。市役所内の各部署が関連してくる、あるいは社会全般に関わる、そういった計画。町田市障がい者福祉事業計画というのは根拠法令が障害者総合支援法で、こちらはむしろ実施計画、アクションプランですね。福祉、就労支援等の見込量を立てる計画。その2つを1本にしたことから、当初「福祉計画」という総称で来ていたんですけども、福祉だけではない、やはり全庁的な施策

も盛り込んだ計画である。だから福祉、医療と保健を弱めるというよりも、それを組み込んだ、総合的と言うと大げさですけれども、全庁的な施策に関わる、要するに障がい者福祉課だけがチェックしていく計画ではないよという視点から、やはり総称を変えようということになりました。

最終的に、障がい者計画部会では「障がい者プラン」と「障がい者施策推進プラン」で割れたという話がありましたけれども、主に女性が分かりやすい「障がい者プラン」がいいという意見でした。風間委員や森山委員も含めて、男性陣からは「施策推進」が入ったほうがいいと。そこら辺が男性っぽいのかなとは思ったんですけれども、そういう場合、最終的には分かりやすい、やはり女性の意見を尊重するのが一番いいかと、市民に公表していく上でも分かりやすいほうがいいということで、「町田市障がい者プラン21-26（前期）」でいきたいと思いますというのが障がい者計画部会での議論でした。

○岩崎会長 今の御説明を受けて、御質問や御意見いかがでしょうか。

確かに市民に知ってもらったり、もちろん障がいを持つ当事者もそうですけれども、知ってもらうには、なるべく分かりやすいほうがいいかなと思いますけれども、「町田市障がい者プラン21-26（前期）」というプラン名でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、そうさせていただきますと思います。

それでは、【3】議事の、次期計画答申素案についてに移ります。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○福永主任 事務局の福永です。

資料4「（仮称）町田市障がい者福祉計画21-26答申素案」をお手元に御用意ください。

こちらは前回、10月に実施いたしました障がい者施策推進協議会からかなり修正しております。基本的には、次第にも書かせていただきましたが、文章の下にアンダーラインが引いてあるところが主に最新の修正をした部分となっておりますので、御参考に御覧いただければと思います。

大きな修正部分ですけれども、まず、この答申素案の6ページと7ページ、「基本目標（とりくみの大きな柱）」というところです。前までは目標1、目標2の部分だけを記載しておりましたが、細かい図、2019年度に行いました実態調査の結果等をグラフにしたり、愛の手帳所持者数の推計値を載せたり、実態調査でいただいた意見等も参考に載せながら、目標の根拠ということで記載しております。

続いて、巻末資料になります。同じ資料の85ページ以降です。こちらは前回載っていません

たんですけれども、障がいがある人の状況だとかサービスの内容の一覧、あとそれぞれの区市町村でのサービスの提供状況、計画策定の背景だとか検討経過、検討の体制なども載っております。また、特別支援学校の卒業生の予測値なども、森山委員からデータをいただいて載せさせていただきます。

あと細かい修正等も入っておりますが、そちらについてはアンダーラインが引いてあるところを御確認いただければと思います。

また、パブリックコメントを踏まえて事務局のほうで素案を修正した部分もございます。こちらも参考に御紹介させていただきたいのですが、すみません、資料1「パブリックコメント実施結果」に立ち戻って見ていただいてもよろしいでしょうか。このパブリックコメントを受けて修正したところを簡単に御紹介いたします。

まず、資料1の4ページ、パブリックコメントのナンバー2です。基本視点での障がいの捉え方というところで、重複障がいに関して文言を修正してはどうかといった御意見を反映して答申素案を修正しております。

続いてパブリックコメントの資料の9ページ、ナンバー17の意見になります。読書バリアフリーや図書館に関する修正意見ということで、こちらも素案に反映しております。

続いて、13ページのナンバー33の御意見。先ほど風間委員からも御発言いただきましたけれども、タクシー券の御意見です。こちらについても答申素案に盛り込むようにしております。

最後が30ページ、ナンバー86の御意見です。手話通訳者の普及促進のところで、分かりやすいように答申素案の記載を変更しております。

主にパブリックコメントそのものを経て事務局で修正したのは、この箇所になります。

他にも、1月13日に開催いたしました障がい者計画部会でいただいた御意見を踏まえて修正した部分がございます。

資料が行ったり来たりして申し訳ございませんが、資料5、障がい者計画部会からの意見一覧表をお手元に御用意ください。

パブリックコメントの実施結果に対する御意見と資料4の答申素案に対する御意見が混ざっていますので、簡単に御説明させていただきます。左側のナンバーの右に「分野」という列があって、そこに「全体」とか「N04」といった表記があったり、「暮らすこと」とか「日中活動・働くこと」など分野の名前が入ったりしていますが、こちらについては、さらに右側の「資料」という列に「パブコメ実施結果」と書いてあるものは、資料1のパブリックコメントの実施結果のページが該当しております。この列に「素案」という文言が特に後半で多く出て

きていますと思いますが、この「素案」という場合は資料4のページが該当しております。

すみません、この資料5について一部訂正させていただきます。資料5の1枚目の裏面、ナンバー21、森山委員の御意見、こちらを見ていただくと「当日配布資料1」、そして右側が「ー」になっているんですが、こちらは資料1、パブコメ実施結果の37ページが該当しております。

同じく23番、玉木委員からの御意見です。切れてしまっているんですが、素案の「理解・協働のこと」という分野に対する御意見になります。

続いて2枚目の表面、ナンバー25、小野部会長からの御意見です。こちらについては資料と対応ページが空欄になっているんですが、パブコメ実施結果の15ページが該当しております。

続いて資料4、答申素案の表紙の次に「コラム掲載ページ一覧」というペラ紙を1枚挟んでおります。こちらは答申素案の中に記載しているコラムの一覧になっています。基本的には、それぞれの分野に1つか2つぐらいのコラムを掲載しております。中には協議会の意見を参考に、例えば障がい者歯科診療所、松崎委員からの「障がいのある方の歯科健診の取組なども周知してはどうか」といった御意見を反映して載せたものだったり、その2つ下の「犯罪や事故・トラブル被害の相談先」も、佐藤委員からの、「障がいのある女性等が何か被害を受けたときにどこに相談したらいいか」といったご意見について、情報提供というレベルにはなりませんけれども、載せさせていただきました。

このようなコラムは、今まであまり議事でも取り上げることをしなかったもので、この機会に見ていただきたいと思います。

長くなってしまいましたが、最後に、この会議の後、御意見を出したい場合には、大変短くて申し訳ないのですが、明日の1月29日金曜日の17時、夕方5時までにはいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○岩崎会長 皆さんに御意見をいただく前に、1点確認があります。

今回がこの計画について協議会で検討する最後の機会です。いただいた御意見を踏まえ、素案の修正等を行うこととなりますが、その作業については会長の私と障がい者計画部会の小野部会長に一任いただくということで御了解いただけますでしょうか。いただける方は「挙手」ボタンをお願いします。

本日、書面にて参加いただいている5名の委員からは、このことについて御了承いただいております。

——御了承いただき、ありがとうございます。手を下ろしていただければと思います。

それでは、御意見を踏まえた素案の修正は私と小野部会長に御一任いただき、会議後に事務局と調整してまいります。

それでは、パブリックコメントの実施結果と答申素案について、本日、書面にて参加の委員から御意見いただいておりますので、まず、事務局から紹介をお願いします。

○後藤主任 当日配布資料1「書面による提出資料一覧（障がい者施策推進協議会）」をお手元に御用意ください。

こちらの【2】議事 パブリックコメント実施結果・答申素案について以降がパブコメ実施結果、答申素案についての書面での提出意見になります。

すみません、ちょっと修正がありまして、一番左側のナンバーの列、後から入れたところに数字が振られていなくて「1」の次が空欄になってしまっていますので訂正させていただきます。

いただいた御意見がたくさんあるので、要約しながら御説明させていただければと思います。

まず、資料1のパブリックコメント実施結果についていただいた御意見です。

ナンバー1、パブリックコメント実施結果の12ページの28番、こちらは市内のケアホームで暮らしている当事者の方、御本人からいただいた御意見ですが、大人と幼稚園の子供と一緒に暮らせるようなケアホーム、グループホームが欲しいという御意見に対して、市のこの答え方は制度が変わればやるという意味ですかという意見です。これについてはまだ回答をどうするか定まっていらないんですが、御意見を受けながら再度、回答を検討してまいりたいと思っております。

続いて、パブリックコメント実施結果20ページの54番と55番について、ハローワークの降幡委員からコメントを追加してほしいということでもいただいております。支援につながっていない人が就労の機会を求めてハローワークの窓口を利用することもあるから、市とハローワークの連携といったことを含めて、2つ目ですね、これも市の考え方についてコメントを追加してほしいということで、補足の意見をいただいております。

2番以降の御意見は、基本的には答申素案への御意見になります。

2番の井上委員からいただいた御意見は、この計画が実態調査とパブコメ等を通して当事者・市民との協働作業の中で作り上げられてきたことを、計画策定の際に挨拶なりに入れてほしいということです。

続いて3番が、公共職業安定所は愛称「ハローワーク」で記載してほしいという降幡委員か

らの意見。

続いて4番、計画の基本理念のところ、こちらは答申素案の5ページが対応箇所になるんですけども、文章全体の構成について、読み違えが起きるのではということ、段落を分ける等して文言を修正してはどうかという御意見です。「障がいや個別の状況に配慮する」というところで、今だと「女性であることによって」というところと「性別」という言葉が重なっている、あとは「重複障がい」が視聴覚の障がいに限定されて理解されてしまうのではといったところでいただいております。文言の修正等については、こちらでまた調整させていただきたいと思っております。

続いて5番、素案の16ページになります。市立図書館では、視覚障がい等のために「通常の印刷による……」という書き方をしているところですけども、印刷文字による読書が通常であるという価値観の表明になってしまうというところで、これは「通常の」を削ってしまってもいいのかなと思うので、その辺も修正したいと思います。

続いて6番、22ページ、タクシー券についての記載になります。22ページの上から5番目ですか、ここの文章の修正案として、タクシー券支給についての要望が多く寄せられており、また車いすでも容易に利用できるタクシーの整備も求められていることから……事業者とともにあり方を検討します」というところで、一読して分かりにくいというところ、事業者との調整というところで、修正してはどうかという御意見をいただいております。

続いて7番、答申素案の22ページ——ではないですね。すみません、重点施策4なので、これは24ページですね。24ページに記載があります精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場について、坂本委員から、協議の場の設置ができてよかったということと、3年の間にできる事業展開をお願いしたいというところ。国の基本指針にある発達障害者当——すみません、「当」は「等」ですかね——支援の一層の充実」があるので、その取組もお願いしたいという意見をいただいております。

続いて、8番の御意見です。「日中活動・働くこと」について、31ページです。4番目の、2021年度から開始する町田市障がい者活躍推進計画について文言の修正案をいただいております。法定雇用率の算定のことですか、知的障がいや精神障がいがある人の雇用の拡充、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等を記載すべきという御意見です。

続いて答申素案の48ページ、コラムについて。これは松崎委員からの御意見です。歯科医師会さんの障がい者歯科診療所について、コラムということで今回掲載させていただいたんですけども、この中では障がい者歯科診療所のことを載せているんですが、歯科医師会のホーム

ページ上でも会員の診療所が障がい者の診療を行っているかどうか掲載しているとのことで、情報提供いただきました。ただ、可能となっても障がいの程度によっては診療できない場合があるということで、そういった場合は障がい者歯科診療所を活用していただくことになるというところ、あとは歯科医師会として、いろいろな媒体で障がい者歯科診療所を宣伝していきたいというところで御意見をいただいております。

すみません、少々説明にお時間いただいてしまったんですけれども、書面での提出意見の御紹介は以上になります。

○岩崎会長 それでは、1月13日に行われた障がい者計画部会で出された意見について、小野部会長から紹介をお願いいたします。

○小野委員 資料5です。

その前に、パブリックコメント実施結果の3ページを見ていただければ分かるんですけれども、飽くまでもこのパブリックコメントを聴きっ放しにしないということで、235件の意見が出たんです。そのうち「暮らすことについて」が108件、半分近くを占めていることの重みは、やはり重視しなければいけないだろうと思いますし、このパブリックコメントの実施結果は、先ほども説明があったように計画と併せて公表され、市の公的な文書として扱われるわけですから、今回の障がい者プランを補強するものだということで、障がい者計画部会では議論しました。

資料5の内容が、計画部会で出されたパブリックコメント実施結果についての意見と計画素案についての意見です。一応事前に全部チェックしましたが、障がい者計画部会で出された意見は、おおむね計画素案に反映できるものは反映し、パブコメ実施結果も修正されていました。

傾向としては、やはり計画のところでは実施するとか具体化するとか、そこまでいかないものをどこまで引き上げていくのか、あるいは小さな声というか、個別的な要望にどう応えていくのかというところが個別の意見としては多く出されていました。

この資料を見て分かるように、指摘されているとおりに修正したり、あるいは実施結果の中で市の考え方を示して計画を補強するといった内容になっております。

ただ、ちょっと私の中で、最終意見が明日までということですが、資料5の23番、玉木委員から「ろう者の第一言語は手話であることについて理解を広げてほしい」という意見が出されています。これに対して「理解・協働の分野における……参考にさせていただきます」という取り上げ方というか、位置づけ方でいいのかなど。奇しくも障害者権利条約を批准して、手話は言語であると日本の政府は批准して法律の上位に位置づけているので、日本で手話言語

法が成立していないことが自治体を拘束するものではないので、どこまで踏み込めるか、どういう書き方がいいかは今ちょっとないんですけれども、もう一度計画素案のところで修正というか、補足する必要があるのかなと思います。

以上です。

○岩崎会長 それでは、パブリックコメントの実施結果と答申素案について、御意見、御質問のある方は「挙手」ボタンを押してお待ちください。順番に御指名いたします。

いかがでしょうか。

では、ちょっと考えていただいている間に私から。

すごく読みやすくなって、コラムをつけていただいたりとか計画の表を作っていただいたりしてすごく見やすくなったと思うんですけれども、実際これをどれだけ市民や障がい当事者の人に読んでいただけるだろうかと考えたときに、なかなかすぐには難しいと思うんですけれども、可能であれば町田市のホームページのトップページに、そもそも「障がい」という言葉が出ていないんですよね。トップページをちょっとスクロールすると「暮らしの情報」というのはあって、「妊娠・出産・子育て」とか「高齢者・介護」というのはあるんですけれども、障がいというのの一つも入っていない。どこで見るのかというと、「医療・福祉」のところをクリックすると「障がい者のための福祉」とあって、そこに計画も載っているんですけれども、要望だけでももし出せるのであれば、少なくともこの「暮らしの情報」のところに障がいを持っている人たちの暮らしというのが出ていて、そこをクリックすると障がい者のところに行けるようにしていただきたいし、現在載っている「医療・福祉」のところの「障がい者のための福祉」を見て町田市障がい者計画、町田市障がい者福祉事業計画があるとドンと、もちろん読み上げ版のワードのファイルとPDFのものと両方入っていて、内容も簡単に紹介しているんですけれども、ちょっとこれだけだと、すぐに見てみようという気になかなかならないと思うんですね。

もちろん大きく変えるのが難しいのはよく分かっているので、せめて国の厚生労働白書みたいに目次を出して、分割版も併せて載せるような形で、自分に関係なくても興味のあるところだけでもまずはパッと読んでもらう、少なくともそれぐらいの仕掛けというか、工夫はしていただけるとありがたいかなと思いました。

ほか、いかがでしょうか。今日が最後ですので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思いますけれども。

○堤委員 町田ヒューマンネットワークの堤です。

まず、パブリックコメント実施結果のほうですが、資料5の障がい者計画部会のやり取りの中で、一番左の番号で言えば10番、分野で言えばナンバー41ですけれども、要は重度訪問介護の基準についての意見に対する回答への障がい者計画部会の意見として、「基準の見直しも視野に入れた回答が必要」とあり、また、2枚目の25番のところに、これも重度訪問介護に関してですけれども、社会参加の外出と通院の外出は別物だということに対して、基準のあり方として具体的に回答すべきという意見が出ているんですが、それに対する修正案は全く一緒に、「同基準については、その後も市内事業所や障がい当事者と毎年意見交換会を行っておりますので、いただいたご意見等は、今後の検討の参考とさせていただきます」と同じ回答が載っているわけですね。

この毎年の意見交換会は私も出ているんですが、この意見交換会に出ている「今後の検討の参考にします」ということで毎回言われているので、ちっとも踏み込んだ内容になっていないような気が私はしていて、ただそういうものをやっているよということを行っているだけにしか聞こえてこないもので、できれば「いただいたご意見等は、今後の基準の見直し等も視野に入れた検討の参考とさせていただきます」と書いていただけるといいなと思います。

○岩崎会長 何か事務局からコメントありますか。

○中島課長 事務局、中島です。

今、いただいた御意見が「今後の検討の参考とさせていただきます」と、ちょっと書き方としてものかなとは思いますが、決して基準自体の変更を考えていないということではなくて、パブコメの回答としてはこうなんですけれども、基準については、今日も別の会でもお話ししたんですが、実際に基準をつくって意見交換させていただいた中で、ある程度の年限がたった中で基準自体も見直すことが必要だとは思っているんで、ここで回答するというよりも、やはり当事者を交えた意見交換会を踏まえてと捉えてこの書き方だったんですけれども、もうちょっと分かりやすいように調整したいとは思っています。

○堤委員 今が十分だとは思っていないというお話が今日この前の話合いのときに出てきたのは、実は私は嬉しかったんですよ。ただ、これも公表されるのであれば、パブコメを書いた人たちにとってはただ「検討する」というよりも、そういう見直しもどこかで考えているんだなということが伝わるような文言だと、書いた人も嬉しいのではないかなと思ったので、ただ「検討する」というよりも、「前向きに」でもいいし「見直しも含めて」でもいいので、何かもう一言欲しいかなと思いました。

○岩崎会長 では、その方向で少し御検討いただけたらと思います。

○青山委員 全体的にはとても読みやすくなってきていると思います。

2点ほど表記の点で確認と、修正できたらと思って発言させていただきます。

1点目が、答申素案の23ページですが、中ほどちょっと上にタイトルで【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】とあります。そのすぐ下の「・」ですが、最後に矢印で（⇒重点施策15）となっております。多分、この重点施策のナンバーを振ったところがこの項目から外れている場合には、ほかはページが振られているんですね。ですからここでも、実はこれは「P52」と入ると正しいのかなと思うんですが、ちょっと表記の修正、ほかと揃えていただいたほうがよろしいかなと思うのが1点です。

もう一点が資料5で、宮島委員から御指摘がありました一番最後の37、38。特に38ですかね、コラムについて、ちょっと不明瞭な箇所があるというところで「修正いたしました」となっているんですが、答申素案61ページのコラムと73ページのコラム、この2ページに関してはちょっと見づらいな、ぼやけているかなと感じられるんですが、これはたまたまこの印刷の関係であればいいんですが、実際にちゃんとした製本をされるときにはもう少し明瞭になるといいかなと思ったので、確認させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○岩崎会長 事務局、これは大丈夫ですかね。多分、図で写しているのでもぼやけてしまっているんだろうと思うんですけども。

○後藤主任 画像の修正がまだ終わっていないところもあるので、印刷製本する際にはいろいろ印刷のテスト等もして見て、分かりやすく、不明瞭にならないようにしたいと思います。

○岩崎会長 ページ番号を入れるところは、ほかのところはそうなっていますので、そういう修正をお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

○佐藤委員 佐藤です。

2つありまして、1つが質問なんですけれども、パブコメ実施結果の24ページ、項番としては65番になるかと思うんですけれども、「地域割りの該当地域の支援センターは、我が家からは交通の便が悪く、非常に行きづらい。一方、別地域のセンターは徒歩圏内のため、希望によってはセンターを移すなど、柔軟な対応をお願いしたい」ということに関して、町田市では地区割りをしていることがありますので、どうしても自分の居住地域に割り振られているところでなければいけない理由というのは、一体どういうことですかね。やはり障がいのある方が行きやすいところにある相談支援センターを使うほうが本来的にはいいのかなと思うんですけれ

ども、そこが使えない不便さをつくってしまうのはどうなのかなと思いつつ、このパブコメに対する回答を見ていたので、そのあたりについて教えていただければと思うんですけども。

○岩崎会長 では1つずつ、まずこの1点についていかがでしょうか、事務局からお願いいたします。

でも、一方は徒歩圏で一方は便が悪いところの地区割りというのは、どうなんでしょうね。

○佐藤委員 ちょっと何か本末転倒な……。

○中島課長 今回の御質問で、片方が徒歩圏でというのがこちらとしてもあまりイメージがつかないので、どのエリアなんだろうとこのパブコメが来たときに考えていたところではあるんですけども、考え方としてはここに書いてありますとおり、例えばバスで出ていくと市役所のほうが出やすい、バスの便からして出にくいということは、正直以前から御意見をいただいているので、そういう意味で、申請手続に関してはどこのセンターでも、市役所でも承れることにさせていただいているんですが、やはり相談となりますと、行きたいときに行きやすいところに行くということではなくて、台帳の管理であるとか相談の継続性であるとかで、やはり地域ということでお話を承らせていただいています。

ただ、徒歩圏と遠いというのがイメージの中ではあまりないので、ちょっと……、そんなにこういう状況はないのかなと思っただけなんですけれども。

○岩崎会長 でも、台帳といっても結局、別の地域で受けたとしても、当該地域の人からこういう相談がありましたよというリファアだけすればいいので、別に相談自体は、本人が行きたいところに行くのは全然問題がないような気がするんですけども、駄目ですかね。

○中島課長 そうなると、ここのセンターの相談でよくなかったというと、近い、遠い関係なくいろいろなセンターを渡り歩いてしまうといったことも考えられまして、やはりそこは好きなところを使うとか近いところを使うということではなくて、現状の町田市としては地区割りという形をとらせていただいています。

○岩崎会長 いや、最初から外に対して「どこでも好きに利用してください」と表立ってやる必要はないけれども、でも、例えば地区はこういうふうになっています、でも、その地区担当でないところに相談に来たとしても「いや、あなたの地区はここではありませんよ」と対応するのではなくて、取りあえず、来たところではそこで受けるという対応はできるのではないのでしょうかね。

○佐藤委員 私も今、中島課長のお話を伺っていて、初期相談は多分、受け入れられるという意味合いなのかなと思って聞いておりましたので、多分、書き方の問題……。書き方がちょっ

と何か、本当に地区でちょつきり切ってしまっているような印象を持たれるかなという答申の書き方のような気がしますので、そこを配慮された上で、初期相談を受け入れた上でということで、申請手続などは各地域でもどこでも受けられますという書き方のほうがいいのかと思って聞いておりました。

ありがとうございます。

もう一つ、56ページのコラムを追加いただきまして、ありがとうございました。これは非常にいい取組で、非常に感謝したいと思いますけれども、55ページの【防犯】の「・」の説明で「障がいがある人が犯罪や事故・トラブルにあわないための情報提供や、相談先の機関に対する障がい理解の促進につとめます」という記載内容なんですけれども、すみません、「相談先の機関に対する障がい理解の促進につとめます」というのはどういったイメージですかね。教えていただければと思うんですけれども。

○岩崎会長 これは警察という意味ではないんですか。

○福永主任 おっしゃるように警察だったりとか、何かあったときに相談する先の機関に障がい理解がなくて、うまく対応できないといったことがないように、広く理解を促進していきたいという意図です。

○佐藤委員 それを促進していく役割としては、相談機関等ではなく、町田市がそれを請け負うという理解で大丈夫ですか。

○福永主任 そうですね、町田市のほうが様々な機関に対して障がい理解を広めていくといった内容になります。

○佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。言葉がもうちょっとあってもいいのかなと思った文章……、せっかく性被害のところも含めて入れてくださっているのもう少し防犯のところ言葉があってもいいのかなと思ったので、すみません、お伺いしました。ありがとうございました。

○岩崎会長 確かに「相談先の機関」というのは分かりにくいですね。

あと、何年前に佐賀で、知的障がいを持っている人が警察に取り押さえられて暴れてしまって、亡くなるという事件があったりして、やはり警察の方の障がいに対する理解はすごく重要だとは思いますがね。

○佐藤委員 あと、やはりワンストップセンターでも障がいのある方の対応に慣れていなくて、相談員さんがなかなか深く相談に乗れないということもあるので、そのパートナー的な対応がどこかでなされるのかなと思って読んでいたところもあるので。

ありがとうございます。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○谷内委員 音声のみで失礼します。

先ほど小野委員が玉木委員の御意見を引用された、手話は第一言語というところなんですけれども、やはりこの計画はこれから5年間ですので、恐らく今後5年の間に全国各地で手話言語条例が市町村レベルで増えてくると思うんですね。

そのことについて、やはりどこかに書けないのかなとさっきから探していたんですけども、例えば素案の61ページにコラムで連絡先まででかでかとページを取ってあるんですけども、例えばこのコラムを分けて、電話番号こんなに要らないのかなと思うんですよ。ですので、ちょっとここを工夫されて、手話は第一言語的な、何かそういう障がい理解のところで小さなコラムでも、3分の1ページでもいいので入れていただけるとありがたいかなと思いました。

以上、意見です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

そうですね、確かに重要ですよ。手話が言語であるということ自体を知らない市民の方は、多分いっぱいいるんですよ。障害者権利条約を知っている人は知っていますけれども。なので、そういったことも当然必要かと思えます。

○堤委員 当日配布資料1の2枚目、6番、「暮らすこと」への井上委員の御意見、タクシー券支給に関してですが、これは素案でいくと22ページになるんですけども、基本的に私はこの意見に賛成ですと言いたかったんですけども、というのは、本文のほうでは「合理的配慮の普及状況を踏まえ、」とあって、合理的配慮がかなり普及しているかのような文言になっていますけれども、まだそれほど普及していないので、井上委員がおっしゃっているように「合理的配慮の理念に基づいて」とか「合理的配慮の実現という視点から」と書いてくれたほうが、現状に対してすごく一致するかなと思いました。

もう一点ありまして、これも当日配布資料1の4番、これも井上委員の御意見ではあるんですけども、基本理念のところの「重複障がい」という表現が視聴覚の障がいに限定されているように聞こえるという、これはもともとパブコメから素案に生かされた文言で、そのパブコメからの修正内容を見て、私もこの「重複障がい」ということを読んだときのイメージが視聴覚に限られてしまって、ふだん言っている重複障がいとイメージが変わってしまうなと思ったので、この部分に対してもぜひ、この井上委員の御意見を取り入れていただきたいと思えます。

以上、2点です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

これは、その方向で御検討いただくということによろしいでしょうか。

ほか、御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

確かにそろそろ予定していた時間ではあるんですけども、ぜひ最後に一言おっしゃりたい方がいらっしゃれば。

○町野委員 民生・児童委員の町野です。

ちょっと伺いたいんですけども、計画素案の40ページで今度、80・50問題を取り上げていただいているんですが、私たちがそういったひきこもっている方の親御さんから相談を受けたときに、医療につながっていない方が非常に多いんですね。そういう方は保健所にといいことですが、ここの所管課には保健所は全く入っていないんですけども、これはどうなんでしょうね。ちょっと分からないので伺いたいんですけども。

○岩崎会長 それでは、事務局からお願いいたします。

○金子園長 ひかり療育園の園長の金子と申します。お世話になります。

ひかり療育園で行っている訪問事業をさらに進化させて、親亡き後を見据えて相談支援体制を強化していくというところで、ひきこもりに特化したわけでもなく、孤立している障がい者を拾い上げていこうという事業を今、検討しております。

ひきこもりが保健所の所管であることも踏まえて事業はつくっていきたいと思っておりますので、まだ検討段階でございますので、町野委員の御意見も参考に検討を進めていきたいと思っております。

○岩崎会長 ちょっとくぐもっていて聞こえづらかったけれども、町野委員、聞こえましたか。

○町野委員 あまりよく聞こえていないんですけども、ただ「検討します」というところだけ聞こえました。

○岩崎会長 最後の「検討します」は、確かに聞こえましたね。

○町野委員 ありがとうございます。検討していただきたいと思います。私たちは親御さんからの相談がよくあるんですけども、どこへ持っていったらいいか分からなくて、あっちへうろろこっちへうろろやっていますので。

あと、障がい者支援センターさんに持っていったりしても、他地区でもなかなかお返事がいただけなくて、ちょっとクレームかもしれないみたいなことを言われてしまうと、御本人には「あなた、クレームでしょう」とは言えませんし、返すことができなくて委員も困っているという話がちょっと聞こえたりしていますので、ぜひ検討いただければと思います。医療につな

がっていない方の件、お願いいたします。

○岩崎会長 ほかに御意見、御質問ありますか。よろしいですか。

そうしたら、これまでの御意見を踏まえて、素案の修正は私と小野部会長に一任いただき、事務局と調整して行っていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、【4】その他に移ります。

事務局、委員から情報提供等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事の進行に御協力いただきありがとうございました。

ここで進行を事務局にお戻しします。

○岡担当課長 岩崎会長、委員の皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を閉会いたします。

年度内最後の会議となりますので、課長の中島から御挨拶申し上げます。

○中島課長 皆様、お疲れ様でございました。

今回は、冒頭に岩崎会長もお話しされましたが、コロナに始まりコロナに終わる会議となりました。4月24日、1回目も書面会議でしたし、今回もウェブ・書面併用会議ということで、事務局も不慣れなことが多くて御迷惑もおかけしたかと思えます。

今年度は昨年実施した実態調査に始まって、理念計画である障がい者計画と実行計画である福祉事業計画を重ねてつくったこともあったので、かなり内容もボリュームが多かったですし、多くの資料を委員の皆様にご検討いただき、今まで以上に御負担もおかけしたのではないかと思います。その大変な取組に岩崎会長をはじめ協議会の皆様にご参画していただき、今回、何とか素案という形までたどり着きました。

しかし、今日も委員からお話がありましたけれども、計画はつくるだけではなくて、その中身の達成が本番になりますし、小野部会長から言っていたようにパブリックコメントでも200件以上の御意見をいただいております。ちなみに、この間、多摩26市会でこのパブコメの話が出て、うちより大きい某市ではパブコメが10件以内だったと聞いて、町田市でこれだけ意見が出たということは逆にありがたく感じなければいけないのかなと思っています。

次年度以降、1つずつ達成に向けて努力してまいりますので、今後とも御協力をお願いできればと思います。

本当にありがとうございました。

○岡担当課長 次回の会議の開催予定ですけれども、日程は未定となります。新年度に入っからの開催となりますので、別途御連絡申し上げたいと思います。

それでは、2020年度第5回障がい者施策推進協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。ウェブで御参加の皆様、「×」のアイコンをクリックして御退席ください。

ありがとうございました。

午後6時57分 閉会